

職員の懲戒処分について

令和5年12月12日
玉 川 村

1 事案の概要

被処分者は、公務外である令和4年7月9日午前0時11分頃、普通乗用自動車を運転し、石川町大字畑地内の道路を走行中、前方を注視して道路の安全を確認し、進路を適正に保持して進行すべき注意義務があったにもかかわらず、助手席グローブボックス内の眼鏡ケースを取ろうとして脇見をし、自車を道路右側部分に進出させ、対向進行してきた被害者車両に衝突し、被害者3人に対し、加療約2週間を要する右上腕擦過傷等の傷害、加療約9か月間を要する右橈骨遠位端骨折の傷害、加療約6か月間を要する頸椎捻挫、右第5腰椎横突起骨折、腰椎捻挫等の傷害をそれぞれ負わせる人身事故を発生させたものである。

事故発生後、当該職員は被害者に謝罪のうえ、交渉を続けたものの示談には至らず、令和5年7月19日、福島地方検察庁白河支部より、過失運転致傷罪により起訴され、同年12月8日、福島地方裁判所白河支部において、禁錮1年6か月、執行猶予4年の判決が下された。

2 処分内容等

(1) 処分内容

減給3か月（給料月額額の10分の1）（令和6年1月から令和6年3月）

(2) 理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため

・法令違反（過失運転致傷罪：禁錮1年6か月、執行猶予4年）

3 処分月日

令和5年12月12日

4 その他

管理監督責任として、安全運転管理者の総務課長を口頭での厳重注意とした。